

SATO-GROUP オープンセミナー (共同講演：西村あさひ法律事務所)



令和の企業経営者に必須の「LGBTQ の雇用と労働」

多様な人材が活躍できる働き方の未来戦略 「ビジネスと人権」

キャリアバンク株式会社
代表取締役 佐藤良雄

各位

今回は、働き方改革や人事制度改革で、多くの企業へ提言・アドバイスの実績のある国内最大手法律事務所の西村あさひ法律事務所様の労働法に詳しい弁護士と、多くの企業の人事労務コンサルで実績ある日本社会保険労務士法人(SATO-GROUP)の社労士が、令和の多様な雇用と労働について共同講演させていただきます。経営者・役員のみならず、人事総務部門ご担当の方まで、是非ご参加ください。

開催日時	2023年10月17日(火) 17:00~18:30	 
開催方法	オンライン (Zoom)	
講師	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 菅野百合氏 (写真左) SATO-GROUP 日本社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 山口友佳 (写真右)	
参加料	無料	
講演内容	1. 経済産業省訴訟事例と LGBTQ の雇用と労働をめぐる動向 ・ 経済産業省でのトランスジェンダー職員よりのトイレ使用制限差別訴訟、他 ・ LGBT が職場で直面している困難と法的問題点 2. 企業の取組事例と LGBTQ 施策の重要点 ・ 企業の新しい取組 ・ 社内の支援体制・社内制度・就業規則・更衣室トイレ等施設対策・福利厚生 3. これからの時代の労働法と多様な人材が活躍できる企業環境整備・ビジネスと人権 ・ ダイバーシティ施策の取組重要性和企業環境整備 ・ これからの時代の労働法と働き方の未来戦略	

下記専用サイトまたはメールにてお申込みください。後日メールにてセミナー専用URLをご案内いたします。

..... ↓ ↓ お申込み方法 ↓ ↓

【web お申し込みはこちら ↓ ↓】

<https://1zwl7.hp.peraichi.com>



【メールでのお申し込み】：nsr-sales@nsrh.jp

メール申込では、上記メールアドレス宛に

- ①企業名
- ②参加者名
- ③連絡用メールアドレス

をお送りください。

※ご記入いただきました情報につきましては、本セミナーの運営、または今後弊社からの各種セミナー及びサービスのご案内のみに利用させていただきます。尚、今後お知らせを希望しない方は、その旨ご連絡下さい。

【講師ご紹介】

◆菅野百合(すがのゆり)氏

・M&A 及び事業再生に加えて労働法分野を専門とし、国内案件のみならず、クロスボーダー案件に強みを持つ。働き方改革や人的資本活用のための人事制度改革にも多数アドバイスする。D&I 推進については、企業へのアドバイスに加え、西村あさひ法律事務所の D&I 推進会議メンバーであり、LLAN(LGBT とアライのための法律家ネットワーク)の理事を務める等、積極的に活動している。

【経歴】

2001 年:京都大学法学部 (LL.B.)

2012 年:New York University School of Law (LL.M.)

2003 年-2007 年:弁護士法人大江橋法律事務所

2012 年-2013 年:GCA 株式会社(現フーリハンローキー株式会社) 出向

【主な論文/書籍】

- 『働き方改革とこれからの時代の労働法(第 2 版)』(共著、商事法務、2021 年)
 - ・企業法務とダイバーシティ&インクルージョンの現在地
(全 4 回、共著、NBL No.1199、No.1201、No.1203、No.1205、2021 年)
 - 働き方改革における 4 つの課題の推進が ESG・SDGs 経営の実践につながる
(日経ムック実践! ESG 投資 SDGs 時代のメガトレンド、2021 年)
 - ・法的な立場から見た LGBT と向き合うために必要なこと(共著、保健師ジャーナル 2020 年 7 月号)
 - ・SOGI ハラをめぐる法規制の動向と企業に求められる実務対応
(共著、NBL No.1170(2020 年 5 月 15 日号))
 - 「リーガル『働き方改革』」(日経 ESG(2019 年 5 月号~2020 年 4 月号))
 - 「労働法の視点から見た HR テクノロジー活用における留意点」
(労政時報 第 3965 号(2019 年 1 月 11 日号))
-

◆山口 友佳(やまぐちゆか)

日本社会保険労務士法人(SATO グループ) 特定社会保険労務士

【経歴】

慶応義塾大学卒業。地方紙記者を経て 2008 年、社会保険労務士試験合格。2009 年、日本社会保険労務士法人設立とともに入所。2010 年、社員(役員)に就任。2021 年、特定付記。労務相談部門責任者として中小企業、大企業に対する労務コンサルを担当。就業規則諸規程のコンサル、判例に基づいた実務的なアドバイスなど経験多数。